

令和2年度 事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

平成26年改正景品表示法の全面的施行から4年が経過するところ、消費者庁による措置命令は平成29年度50件（消費者庁発足以降最高の件数）、平成30年度46件、令和元年度40件、課徴金納付命令は平成29年度19件、平成30年度20件、令和元年度17件となっており、また、都道府県による措置命令は平成29年度8件、平成30年度9件、令和元年度15件となっているなど、改正景品表示法に基づく行政の積極的な法執行が続いている。

一方、食品表示基準の施行（経過措置期間が令和2年3月までであり、同年4月から全面的に施行）及び改正食品表示法の施行（経過措置期間が令和4年3月までの原料原産地表示の義務化）に伴い、公正競争規約の変更が求められるなど、新たな表示への取組が喫緊の課題となっている。

いうまでもなく、当連合会の会員が自主的に設定し運用する公正競争規約は、商品・役務の特性や取引の実態に即し、かつ、他の関係法令による規制事項も踏まえて不当表示や過大な景品類の提供を禁止し、表示や景品付き販売の適正化を定めることにより、一般消費者の利益を擁護・増進し、事業者間の公正な競争を確保することを目的としており、景品表示法違反行為を未然に防止するものである。

この点を踏まえ、平成26年改正景品表示法の規定に基づき、平成26年11月14日に制定された「事業者が講ずべき景品類及び表示の管理上の措置についての指針」においては、公正取引協議会の会員事業者にあつては、公正競争規約を遵守するために必要な措置を講じている場合は、不当表示等を未然に防止するための特段の措置を講ずることが求められるものではないとされたところである。また、課徴金制度に関し、平成28年1月29日に公表された「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」においては、前記指針に沿うような具体的措置を講じていた場合には、『『相当の注意を怠った者でない』と認められると考えられる』とされたところであり、これにより公正競争規約を遵守するために必要な措置を講じていれば、相当の注意を怠った者ではないと認められると考えられることとされたところである。

このような平成26年改正景品表示法における公正競争規約制度についての取扱は、景品表示法違反行為の未然防止のために公正競争規約の運用が効果

的であることが評価されるとともに、その遵守の徹底が強く求められることを意味するものである。

このような状況に鑑みると、公正競争規約を公正・厳正に運用することにより、公正競争規約の果たすべき役割はますます増大し、重要性を増すものと考えられる。

したがって、当連合会としては、こうした状況を踏まえ、当連合会及び会員公正取引協議会に期待されている機能を一層高めていくための事業活動に積極的に取り組むこととし、本年度において、会員公正取引協議会と一体となって以下の事業を行うこととする。

1 公正競争規約制度の適正な運営への取組と関係行政機関との連携強化

公正競争規約の目的は一般消費者による自主的で合理的な商品・役務の選択及び事業者間の公正な競争を確保することにあることから、その達成のためには消費者行政を推進する消費者庁及び競争政策を運営する公正取引委員会による強力なバックアップが不可欠である。

とりわけ、公正競争規約は両行政機関の共同の認定によって成り立っているものであるから、両行政機関の幅広い連携の下に指導・支援をいただくよう強く要請するとともに、当連合会においても景品表示法違反行為の未然防止、公正な競争の推進に向けての期待に応えることができるよう努めることとする。

また、平成26年改正景品表示法により、都道府県知事の権限が強化されたことを踏まえ、都道府県に対し、公正競争規約制度の趣旨や公正取引協議会の役割等について、一層の理解を深めてもらえるよう努めることとする。

これらの実現のため、関係行政機関の参加を得て以下の会議等を開催し、景品表示法の執行状況や公正競争規約の運用状況などについての意見や情報の交換などを通じて相互に緊密な連携を図り、消費者取引の適正化を推進することとする。

- (1) 東京都において「全国公正取引協議会連絡会議」を開催するとともに、連絡等が希薄になりがちな地方都市においても「地方ブロック連絡会議」（6ブロック）を開催し、消費者庁、公正取引委員会、都道府県の担当者が一堂に会して幅広い意見・情報交換を行う。
- (2) 会員と消費者庁等との間で意見交換会を開催し、会員の要望や公正競争規約運営上の問題点等を直接消費者庁に伝えるとともに、公正競争規約運

営上の課題等について意見交換を行う。

- (3) 個々の会員の消費者庁等に対する要望、要請について、求めに応じ、連合会が随時、消費者庁等に伝達し、その考え方などを聴取する。
- (4) 都道府県に対し、前記(1)の連絡会議の場や消費者庁を通じるなどにより、あるいは関係する都道府県に対して直接に、公正競争規約の理解を深めるよう同規約制度の趣旨等の説明を行うとともに、会員の要望を伝えるなど連携の強化を行う。
- (5) 国民生活センターや消費生活センターに対し、公正競争規約制度の趣旨等を説明していくとともに、案件の処理等について、求めに応じ、必要な協力を行うこととする。

2 会員に対する迅速、的確な情報提供

- (1) 法令説明会の開催等
消費者庁等から関係法令、ガイドライン等の動向に関する情報を入手し、適時に法令説明会を開催する。
また、独占禁止法や下請法に関しても、会員及び会員の構成事業者を対象とした啓発資料の配付や情報の提供を行うとともに、必要に応じ説明会を開催し、違反行為の防止に努めることとする。
また、公正取引委員会の年次報告、消費者庁の消費者白書等の資料を会員に配布する。
- (2) 会員同士の意見交換会・情報交換会の開催
会員が抱えている問題等の情報の共有化や解決の糸口を探るなどのため、会員同士の意見交換・情報交換会を開催する。
- (3) 景品表示法セミナー
消費者行政の動向、景品表示法の概要・運用等をテーマに、会員、会員の構成事業者、事業者団体、一般事業者を対象としたセミナーを開催し、景品表示法に係る最新の情報を提供し、景品表示法の正しい理解を求め、同法違反の未然防止に努めるとともに、公正競争規約のピーアールや会員の非構成事業者の規約参加を促すこととする。また、コンプライアンス体制の確立を義務付けた平成26年改正景品表示法を踏まえ、セミナー受講

者が景品表示法の知識の習得に努めていることを明らかにするため、受講者に受講修了証明書の交付を行うこととする。

(4) 景品表示法に係る研修会への講師派遣

会員あるいは会員の構成事業者が主催する景品表示法に係る研修会の講師を派遣するなどの支援を行う。また、あわせて、非会員事業者が主催する景品表示法の研修会に講師を派遣し、景品表示法や公正競争規約制度の普及・啓発を行う。

(5) メール、ホームページを活用した情報の提供

メールやホームページを活用し、様々な情報を迅速に会員に提供する。また、ホームページの会員向けサイトに、行政の動向、連合会の活動状況を毎月掲載するとともに、最新の情報を掲載する。

(6) 会員からの照会に対する対応

会員からの法令等に対する照会に対し、消費者庁等から情報を入手するなどして適時に対応することとする。

3 景品表示法・公正競争規約制度の普及啓発

(1) 景品表示法関係法令集の発行

「景品表示法関係法令集」（平成30年版）を一部改正し、令和2年版を発行し、会員に配布するとともに販売を行う。

(2) パンフレット等の配布

平成31年4月に発行した「私達のくらしと公正競争規約」（平成31年4月版）、公正競争規約制度を分かりやすく説明したA4版のチラシを、必要に応じ、関係行政機関、消費者団体、一般消費者、国民生活センター、消費生活センター等に配布する。

(3) 広告の掲載

消費者団体の機関紙に、公正競争規約の意義、公正競争規約の種類、公正マーク・会員証等について広告を掲載する。このほか、令和元年度に引き続き、非構成事業者が多い会員等とタイアップし、関係する業界紙等に公正競争規約の意義を紹介する広告を掲載する。

(4) 公正マーク等の普及

「公正マーク及び会員証に関する検討会報告書」（平成26年11月）の趣旨を踏まえるなどして、公正マーク・会員証の掲示、広告における会員事業者である旨の表記等を推進すべく必要な検討を行う。

(5) 消費者団体との意見交換の開催、関係団体等との連携

会員及び連合会による公正競争規約の推進活動を一層充実させるため、会員との連携により、消費者団体との意見交換を東京都及び地方都市で開催することとする。

また、これらに関して、国民生活センター、消費生活センター、公益社団法人日本広告審査機構等との連携を図ることとする。

(6) 消費者に対する公正競争規約の啓発・普及

消費者団体が主催する会合を利用する等により一般消費者に対する公正競争規約制度の啓発・普及を行う。

4 公正競争規約遵守状況に関する調査

会員の運用する公正競争規約の遵守状況を把握し、その円滑な推進に資するため、会員と連携して、規約対象商品に係る試買検査会等の表示の実態調査を実施することとする。

これらの調査結果を踏まえ、公正競争規約に照らし問題となるおそれのあるものについては、会員による構成事業者に対する改善指導、連合会と会員との連名による非構成事業者に対する改善要請等の必要な措置を講じることとする。特に、非構成事業者による不当表示については、消費者庁、都道府県に対して措置を求める等行政機関との連携を密にする。

5 公正競争規約・同規約運営等の課題に関する調査・研究等

(1) 会員の事業活動に関する指導等

会員の規約運営に関する事業活動の把握を行い、必要に応じ指導等を行う。

(2) 調査・研究

公正競争規約の運用及び公正取引協議会の運営に関して会員に共通する課題・問題点の把握に努め、会員の要望等を踏まえるなどにより、必要に応

じ、ワーキンググループを設置する等により、調査・研究を行うこととする。

6 公正競争規約への参加及び規約の設定・変更についての支援

会員との連携により公正競争規約への参加を積極的に呼び掛けるとともに、不当表示等が見られる規約未設定分野の事業者団体等に対し、消費者庁に規約設定を働きかけることを要請し、連合会においても働きかけを行う。

また、公正競争規約未設定分野の事業者・事業者団体等からの規約設定に関する相談等に対し適切に対応するとともに、公正競争規約の新規設定や公正競争規約・同施行規則の変更に関し、表示連絡会の開催等について支援を行うこととする。

また、会員が行う規約等の変更作業がスムーズに行われるよう消費者庁及び公正取引委員会に働きかけるなどにより支援する。また、この一環として、会員の規約等の変更作業の参考となるよう、会員が現に行っている作業状況についてアンケート調査を行い、その結果を会員に周知する。

7 景品表示法・公正競争規約に関する相談・苦情への対応

景品表示法・公正競争規約に関する会員の構成事業者、一般事業者、事業者団体、一般消費者等からの相談、照会、苦情等について、消費者庁及び会員等との連携の下に、適時・適切な対応に努めることとする。

8 公正取引協議会役員等に対する表彰

会員及び会員の役職員について、「景品表示適正化功績者表彰」（内閣府特命担当大臣（消費者担当））の被表彰者として、消費者庁に推挙を行うこととする。